

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮が9月15日早朝三度の日本上空を通過する弾道ミサイルを発射し、襟裳岬東約2200キロメートルの太平洋上に落下した。

8月29日にも弾道ミサイルを発射し、同様な経路を飛行し太平洋上に落下している。また、9月3日には水爆実験を行い、6回の核実験に成功したと発表した。

北朝鮮は、国際社会の度重なる強い抗議と警告を無視し、今年になって弾道ミサイルなどを12回、15発発射している。

特に、核実験の結果浮遊する放射能は、確実に日本に影響を及ぼし、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射という行為は、我が国の安全保障上、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威である。

着弾点付近では、航空機の飛行経路、船舶の航路や漁場があり国際社会の安全保障の観点からも極めて危険であり、断じて容認できない。

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言、六者会合共同声明に明らかに違反する行為である。こうした行為は、国際的な軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発であり、その強硬な姿勢は、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

よって、東松島市議会は、これらの暴挙に対し断固として抗議するとともに、日本政府においては、関係各国と緊密に連携し北朝鮮に挑発行為の中止を強く求め、かつ国際社会に対し、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全な履行を強く働きかけるなど、外交的解決に向け必要なあらゆる措置を講じ毅然とした対応をとるよう強く求める。

以上、決議する。

平成29年9月26日

東松島市議会